

平成18年11月1日  
市民部長決定

## 東加古川市民総合サービスプラザの設置及び管理運営に関する要綱

### (設置)

第1条 市民の利便を図り、地域の活性化に寄与するため、東加古川市民総合サービスプラザ（以下「サービスプラザ」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 サービスプラザの位置は、次のとおりとする。

加古川市平岡町新在家615番地の1 イオン加古川店内

### (業務時間)

第3条 サービスプラザの業務時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、業務時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

### (休業日)

第4条 サービスプラザの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 毎月第1、第3、第5日曜日
- (2) 住民情報システムのメンテナンス日（偶数月の第2土曜日）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) イオン加古川店の休業日

### (職員)

第5条 サービスプラザに必要な職員を置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。